

地震や台風などによる災害は、いつ発生するかわかりません。いざ、災害が発生した時に、生命を守るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の危険に備え、どのような避難行動をとっていただくか、下記のとおりまとめました。

必ずお読みいただき、災害時の避難行動の参考としていただくよう、ご協力をお願いいたします。

1 避難の検討

避難所では、多くの方が一緒に過ごすため、新型コロナウイルス感染拡大の危険があります。

そのため、日頃より、ご自宅のある場所が、市役所・町村役場が公表しているハザードマップ等で危険区域に該当しているか確認をしておきましょう。

自宅が水害などの可能性は低いなど、安全が確保できる場所であれば、避難場所に避難するのではなく、自宅に留まり安全を確保することも検討してください。

なお、台風接近時など災害が事前に予想される場合には、日々の保健所との健康観察の連絡の時に、ホテル宿泊や入院など、必要に応じて相談し検討しましょう。

2 避難場所に避難する場合(避難所避難)

自宅が倒壊、床上浸水しそうなど生命に危険が及ぶ可能性がある場合には、避難場所への避難となります。避難場所等については、お住まいの地域の市役所・町村役場の広報やホームページで場所を確認しておきましょう。

避難場所への移動は、自家用車や徒歩などを原則としてください。

避難場所の中では、一般の避難者と一緒に過ごすことはできません。自宅療養者用に用意されている専用の避難場所で過ごしていただきます。避難場所のルールに従った行動をお願いいたします。

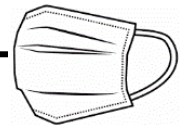
*** 避難場所に避難する場合の注意点を下記にまとめました。**

- ① 必ず正しくマスクをつけ、感染予防策をとってください。
- ② 別紙「**自**避難者カード(自宅療養者用避難所利用者登録票)」を事前に記入し、避難場所の受付に渡してください。
- ③ 避難場所内では、現場スタッフの指示に必ず従ってください。
- ④ 避難場所内では、専用に用意されている部屋やスペースで過ごします。
- ⑤ 携帯電話・充電器、体温計、パルスオキシメーター(持っている場合)は、体調を確認するために必ず持参してください。
- ⑥ 体調が悪くなった場合には、下記までご連絡ください。

(平日 9時～17時) 東京都西多摩保健所 電話 0428-22-6141

(平日夜間 17時～翌9時、土日祝日)

東京都自宅療養者フォローアップセンター 電話 ご本人にお伝えします。



避難所に避難する場合は、お住まいの地域の市役所・町村役場の担当にお知らせください。避難できる避難所等をご案内いたします。

■青梅市：健康課(健康センター) 0428-23-2191 ■福生市：災害対策本部 042-551-1511(代)

■羽村市：防災安全課 042-555-1111(代) ■あきる野市：健康課 042-558-1111(代)

■瑞穂町：住民部地域課(災害対策本部) 042-557-0501(代)

■日の出町：日の出町保健センター 042-597-0511(内線)501

■檜原村：総務課(災害対策本部) 042-598-1011

■奥多摩町：総務課(災害対策本部) 0428-83-2349

災害時の対応でわからないことなどがある方は、ご遠慮なく下記担当までお問合せください。

東京都西多摩保健所 企画調整課 企画調整担当 電話 0428-22-6141

(なお、体調不安などのご相談は、保健対策課感染症対策担当へお願いいたします。)